**令和６年度旭川市エコ通勤促進事業実施要領**

**１　エコ通勤参加登録に係る手続き**

　　エコ通勤に参加を希望する旭川市役所以外の事業所は，「エコ通勤参加登録書」（別紙１）を環境総務課に提出してください。

　　エコ通勤参加登録書を提出した事業所に対し，「エコ通勤参加事業所登録証」（別紙２）を交付します。

**２　取組期間**

　　５月１日（水）から９月３０日（月）までをエコ通勤促進期間とし，特に６月１０日（月）から６月２１日（金）までをエコ通勤強化週間とします。ただし，強化週間については，事業所等の都合により任意の約２週間を設定することも可とします。

**３　促進期間中について**

　　エコ通勤参加事業所は，エコ通勤促進期間中，温室効果ガス排出量の削減のため，エコ通勤率の向上に可能な限り努めてください。

**４　結果報告**

　　エコ通勤参加事業所は，エコ通勤強化週間中のエコ通勤参加者数を集計し，「エコ通勤結果報告書」（別紙３）により，環境総務課に報告してください。

　　エコ通勤結果報告書は，エコ通勤強化週間終了後，１０月３１日（木）までに環境総務課に提出してください。

**５　集計方法等**

（１）集計内容

　　　エコ通勤強化週間中に，１回以上エコ通勤を実施した方（エコ通勤参加者）の人数を集計してください。

（２）集計単位

　　　各参加事業所とし，旭川市役所庁内については，各部局ごとに集計してください。

（３）集計方法

　　　個人記録用の「エコ通勤実施日　記録表」（別紙４）を従業員・職員にデータで配付・回収するなどし，エコ通勤強化週間中のエコ通勤参加者数を集計してください。

　　　エコ通勤参加者は，取組期間以前から通勤方法がエコ通勤の方も該当します。